

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月16日
国立大学法人東京外国語大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における国立大学法人東京外国語大学の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、④-3 建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理の7つの契約類型のうち、①電気の供給1件、④-3 建築物の改修2件の環境配慮契約を締結した。

なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、⑤産業廃棄物の処理については環境配慮契約の締結実績はなかった。